

(以下の第Ⅲ部から第Ⅶ部までの資料出所：特記しない限り、タイ労働省労働保護福祉局(DLPW)発行、NATIONAL PRPFIL E ON OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH OF THAILAND 2015による。)

第Ⅲ部 労働安全衛生を所管する政府機関

3.1 政府の機関

労働安全衛生問題に関与している主要な政府の省は、労働省、公衆衛生省及び工業省である。

3.1.1. 労働省

タイ国労働省は、労働安全衛生問題を含む労働保護に関して重要な役割を担っている政府機関である。労働省は、法的な課題を立法し、施行し、及び運営するとともに、労働安全衛生及び福祉を促進する機能と責任を有する。労働安全衛生に関する法令及び関連する基準は、規定され、施行されて、監視、監督によって要求された遵守が確保されている。

同時に、労働条件及び環境の改善が、作業場における安全と健康を保障するため精力的に推進されてきた。加えて、回復及びリハビリテーションプログラムが、労働者を職業上の傷害から守るために開発されてきた。労働省の下で、労働安全衛生の業務のための責任ある機関は、労働保護福祉局(DLPW)及び社会保障事務所(SSO)である。

3.1.1.2 労働保護福祉局 (DLPW)

労働保護福祉局は、労働安全衛生の分野で、研究及び調査そして能力の向上を含むこれらの促進のための権限を与えられてきた。労働保護福祉局の下で、直接の責任のある機関は、労働安全衛生部 (OSH Bureau) とされている。労働安全衛生部は、従来の二つの機関；労働安全衛生監督課 (OSHID) 並びに労働条件及び環境の改善のための研究所 (NICE) を統合して、組織の改編とともに労働保護福祉局の所管の下で発足した。その設立の目的は、労働安全衛生行政の使命を支援して、より組織的、効率的なものにするため、そのサービスを 12 カ所の地域労働安全衛生センターに分掌させることによって機能させるとともに、作業の冗長さを減少させ、また、ネットワークへの参加を強調し、並びに自らの母体となる機関が国家政策目標「労働者のためのまっとうな安全衛生及び環境 (“Decent Safety and Health for Workers”）」を駆動させて最終的な成果を獲得するように行動することである。労働安全衛生部の設立は、官報で宣言され、2009年12月11日から効力を持った。

3.1.1.3 労働安全衛生部

○次の権限と機能を有する。

- 1) 労働安全衛生基準を設定し、開発すること。
- 2) 雇用者 (employer; 以下「使用者」と翻訳する。)、労働者、関係する個人、法務担当者又は関係する機関を監視、監督し、労働安全衛生法令が遵守されるようにすること。
- 3) 労働安全衛生法令及び基準の下で規定された、権限、登録及び活動又はサービスの監督に関するサービスを提供すること。

- 4) 労働安全衛生保護、監督及び管理対策のためのシステムを開発すること。
- 5) 労働安全衛生情報技術システム及びネットワークを開発すること。
- 6) 労働安全衛生の問題を同定するために研究及び調査を行い、労働安全衛生法令及び基準のさらなる採択をするための適切な手段を開発すること。
- 7) 労働安全衛生ネットワークを開発し、及びそれへの参加を促進すること。
- 8) 関連する機関の機能を調整し、又は支援すること。

労働安全衛生サービスは、中央及び地域に設立された 12 カ所の地域労働安全衛生センターを通じて提供される。加えて、県のレベルにおける労働安全衛生行政及び法的問題を考慮して 76 の県労働保護福祉事務所が置かれている。バンコク首都圏（BMA）では、そこが担当する地域における業務を考慮して、10 か所の労働保護及び福祉事務所が置かれている。

○タイにおいては、実際の労働監督制度はいかに機能しているか。

このテーマについては、JICA 課題別研修（2018 年 10 月実施）；Improvement of Policy on Occupational Safety and Health - From Policy Development to Implementation Measures において、タイ国政府から参加された者が公開された次のパワーポイント資料：National Profile on Occupational Safety and Health of Thailand：中に興味深い資料があるので、以下に抜粋して紹介することとしています。

○Scope of labour inspection

労働監督の適用範囲

- responsible for overseeing compliance with general working conditions, occupation safety and health, labour welfare and labour relations
- (一般労働条件、労働安全衛生、労働福祉及び労働関係についての監督)

. - responsible for ensuring compliance with the Labour Relations Act with regard to the establishment of trade unions in enterprises, the negotiation and application of collective agreements and the settlement of labour disputes

(企業内の労働組合の樹立、集団的労働協約の適用及び労働紛争の解決に関する労使関係法の遵守の監督)

- empowered to bring to the attention of the competent authorities any improprieties or abuses that are not specifically covered by existing legal provisions
- (既存の法的規定によって特にカバーされていない不適切又は虐待について、権限のある機関に注意を喚起する権限)

- advice and information
- (助言及び情報提供)

OSH inspectors' enforcement powers (労働安全衛生監督官の施行権限)

1. Power to issue orders or notices (命令又は通知を発行する権限)
2. Power to impose financial penalties (罰金を課する権限)
3. Power to revoke or suspend licenses or authorisations (免許又は認可を取り消し又は停止する権限)
4. Power to require the cessation of dangerous work (危険な作業を停止させる権限)
5. Power to initiate prosecutions (訴追を開始する権限)
6. Power to conduct prosecutions (訴追を実施する権限)
7. Other enforcement powers (その他の施行権限)

Employers' duty to notify OSH authorities of work related death and/or injuries to health (使用者の作業関連の死亡及び/又は健康への障害を労働安全衛生機関に届け出る義務)

the employer shall perform as follows: (使用者は、次の事項を実施しなければならない。)

1.If an employee is death, the employer shall report to a designated governmental OSH inspector immediately (被雇用者が死亡したならば、使用者は、直ちに指定された政府の労働安全衛生監督官に報告しなければならない。)

2.If the establishment is damaged or has to stop operation or there is any person in the workplace encounters danger or injury as a result of fire, explosion, leakage or other severe incident, the employer shall report to a designated governmental OSH inspector immediately

(もし、事業所が被害を受け、又は操業を停止するか、若しくは作業場で誰かが火災、漏えい又は他の重大な事象の結果として危険又は傷害に直面したならば、使用者は、直ちに指定された政府の労働安全衛生監督官に報告しなければならない。)

Employers' duty to notify OSH authorities of work related death and/or injuries to health (使用者の作業関連の死亡及び/又は健康への障害を労働安全衛生機関に届け出る義務 (続き-その2))

3.If an employee encounters danger or illness in according to the Workmen's Compensation Law, after the employer report such danger or illness incident to the Social Security Office in according to such law, the employer is also required to submit a copy of the report to the governmental OSH inspector within 7 days.

(もしも、被雇用者が労働者補償法に規定されている危険又は疾病に直面したならば、使用者は、そのような危険又は疾病の事象を同法に基づき社会保障事務所に報告した後に、使用者はさらにその報告の写しを7日以内に政府の労働安全衛生監督官に報告しなければならない。)

45

3.1.1.4 社会保障事務所 (SSO)

社会保障法(仏歴 2533 年 (西暦 1990 年))によって設立され、タイ国民の生活上の安全と安定をもたらす狙いを持って、そのための社会保障基金 (SSF) を管理している。社会保障基金 (SSF) が対応する分野は、いくつかのタイプに分類される：病気、妊娠、身体障害、死亡、児童手当、老齢及び失業である。タイ国の労働者は、作業場の内外両方の負傷、疾病及び死亡をカバーする補償計画に係る資格が与えられている。

これに加えて、社会保障への拠出として、使用者は、労働者の年間の報酬の一定の割合を WCF (労働者補償基金) に支払うことが求められている。

WCF は、労働災害及び傷害の犠牲者である労働者を、補償及び他の恩恵の観点において保護するために 1974 年に設立された。初期の段階では、バンコクだけで、20 人以上の労働者を有する企業をカバーしていた。後に、1976 年から、同基金は、カバーする地域を順次拡大することを始めて、最終的には、1988 年に国の全県をカバーした。1990 年に、WCF は、社会保障事務所に移管された。1993 年から、カバーする範囲は、10 人以上の労働者を有する企業に拡大された。しかしながら、2002 年 4 月以来、労働者補償制度は、国全体を通じて、1 人以上の労働者を持つ企業に拡大された。

3.1.1.5 労働者補償基金事務所

社会保障事務所 (SSO) の内部の組織単位で、労働者補償法(仏歴 2537 年 (西暦 1994 年))に沿った様々な視点による役割と責任を有する。これらは、WCF への支払の率の分析、労働者及び使用者の支払及び補償に関する申立ての管理、そして同法に規定されるとおり、労働安全衛生の促進を含む他の責務を含んでいる。

WCF は、労働者補償法の第 3 章第 28 条により、WCF が得た利息の最高 22%までを労働安全衛生プログラム及び傷害を受けた労働者のためのリハビリテーションプログラムに使用することが許容されているとおり、労働安全衛生プログラムに対して実質的な財政的支援を与えている。労働安全衛生プログラムへの支援は、政府、使用者及び労働者の組織や大学が実施する研究、セミナー及び訓練コースへの資金援助を含んでいる。財政支援が与えられることになる労働安全衛生プログラムの選択は、WCF に置かれている三者構成の委員会の責任である。

3.1.2. 公衆衛生省

タイ国公衆衛生省は、国の公衆衛生問題に責任を持つ主要な政府組織である。同省は、さらに、技術的な構成単位及びヘルスケアネットワークシステムを通じて、全ての部門で、労働衛生サービスのような労働安全衛生における役割と機能を持っている。労働衛生活動に責任のある主要な技術的構成単位は、疾病管理局（以前は、保健部労働衛生課）の下における職業性環境性疾病部である。

職業性及び環境性疾病局の主要な機能は、次の事項を含む。

- 1) 政策を策定するために研究又は調査を行って、労働衛生サービス及び管理のために基準及びガイドラインを策定すること。
- 2) 労働衛生及び安全の監視システムさらには職業性疾病及び作業関連疾病の予防及び管理のための適切な対策を決定し、及び策定すること。
- 3) 労働衛生の知識及び技術を移転して、公共、私的、地方行政組織及び一般の人々に対する当該部局の監視システムを促進すること。
- 4) 職業性疾病及び作業関連疾病の監視及び予防のための機構及びネットワークの発展を調整し、及び支援すること。
- 5) 職業性疾病及び作業関連疾病の医学的診断及び処置に関する知識を開発し、及び移転すること。
- 6) 合同して、想定された業務を実施し、及び関連する機関を支援すること。

3.1.3. 工業省

タイ国工業省は、工場の設立及び操業の許可を行い、産業の設置の安全性に関する法律を所管し、法の遵守を保障するための査察を実施し、そして許可を更新する。労働安全衛生に関連する機関は、産業活動局 (DIW) である。

査察を通じて、DIW は、産業活動が、労働者及び環境にとって安全であることを保障する決定的な役割を果たしている。この業務に責任のある行政部局は、安全工学部、有害物質管理部及び産業クラスター部である。

安全工学部は、次のとおり要約される役割と責任を持つ技術機関である。

- 1) 産業安全プログラムの発展のための調査/分析を実施する。
- 2) 産業安全政策、行動計画及び手順の基準を樹立する。
- 3) 産業安全の能力及び効率を促進し、及び支援する。
- 4) 産業安全監督、監視及び事後措置を実施する。

- 5) 有害物質のある工場について、予防及び管理対策に関する調整を行う。
- 6) 産業安全活動の実施に当たり、組み入れられた認証機関を監視し、及び指揮する。
- 7) 産業安全に関する技術的なマニュアル/ガイドラインを開発して、実行のために関係者に配布する。
- 8) 共同して予定された業務を行い、関連する機関を支援する。

有害物管理部は、揮発性物質の予防及び使用に関する法的な遵守を確保する責任を有し、化学的な傷害さらにはその影響の予防及び管理を行うための様々な対策を策定する。同部は、さらに産業活動に関する国際的な合意を開発するに当たり、そこに参画して中心的な接点として機能する。

産業クラスター部は、有害な物質の使用についての法的な遵守を保障し、及び揮発性物質の使用を抑制する責任がある。